

申告相談受付日程表

給与所得者で年末調整をされていない方や、農業・自営業の方などを対象とした住民税の申告や簡易な確定申告は、市役所で受け付けします。成東庁舎相談会場では、指定された日に都合の悪い方や地区指定以外の方も随時受付をしています。なお、山武・松尾・蓮沼の出張所では、所得税の確定申告書の収受および相談を行っていません。所得税の確定申告を提出される方は、出張相談期間内(蓮沼庁舎2月18日～20日・松尾庁舎2月24日～3月3日・山武庁舎3月5日～12日)に願います。

【注意】譲渡所得(土地、建物、株式などを売った場合)や青色申告、雑損控除、贈与税や消費税の申告をする方は、市役所での相談を行っていません。東金税務署での申告をお願いします。

		対 象 地 区 及 び 対 象 者	
		受付時間：午前の部 9：00～11：00	午後の部 13：00～16：00
日付	曜日	成東庁舎相談会場(3階 大会議室)	出張相談会場
2月16日	月	地区指定なし	出張相談は行なっていません
2月17日	火		
2月18日	水		
2月19日	木	年金収入・給与収入の方	蓮沼庁舎 蓮沼口・平 蓮沼ハ・ホ 蓮沼イ・ニ
2月20日	金		
2月23日	月		
2月24日	火	姫島・殿台・津辺・島	松尾庁舎 山室・引越・谷津・古和・小川・ 上大蔵・下大蔵・金尾・蕪木 八田・猿尾・五反田・祝田・水深・ 本水深・田越・大堤・松尾・富士見台 広根・下野・折戸・下之郷・借毛本郷 ・高富・本柏・木刀・武野里
2月25日	水	市場・親田・川崎・和田・板附・湯坂	
2月26日	木	野掘・嶋戸・真行寺・新泉・富田・寺崎・早船・柴原	
2月27日	金	上横地	
3月2日	月	下横地・草深・五木田・小泉・富口・富田幸谷	
3月3日	火	白幡	出張相談は行なっていません
3月4日	水	本須賀	
3月5日	木	木戸・小松・松ヶ谷イ	
3月6日	金	松ヶ谷口・井之内	山武庁舎 埴谷 戸田・麻生新田・中津田・板川・板中新田・沖渡 横田・実門・大木 木原・矢部 椎崎・日向台・美杉野 森・雨坪・武勝・下布田・植草
3月9日	月	出張申告に都合がつかない方	
3月10日	火		
3月11日	水		
3月12日	木		
3月13日	金		
3月16日	月		

【所得税の確定申告が必要なくても住民税の申告が必要な方とは】

- ◆農業や自営業、不動産所得などのある方で、確定申告の必要ない方
 - ◆給与以外の所得が20万円以下の方
 - ◆給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されていない方
 - ◆公的年金などを受給している方で、市役所に公的年金等支払報告書が提出されていない方
- ※所得がない等の理由で住民税の申告書を提出しない場合は、国民健康保険税の軽減が適用されなかったり、各種証明書の発行ができませんのでご注意ください。
- ◆申告書の発送については、前回の申告状況等を基に行っていますが、場合により送付されないことがあります。平成20年中に所得のあった方や転入された方で所得のあった方は、申告書の受領の有無にかかわらず申告手続きをしてください。

【東金税務署による確定申告書作成相談会】

月 日	会 場	10:00～12:00	13:30～16:00
1月27日(火)	山武市役所 3階大会議室	○	○
1月28日(水)	山武市松尾ふれあい館(多目的ホール)	○	
2月6日(金)	山武市山武庁舎 第1会議室	○	○

年金受給者や給与所得者で還付申告書を提出される方
※相談会場では、作成された確定申告書の収受も行います。

【税理士会による無料申告相談会】

月 日	会 場	9:30～12:00	13:00～16:00
2月5日(木)	山武市山武庁舎 第1会議室	○	○

小規模事業者の所得税・消費税、年金受給者、給与所得者の所得税の申告(譲渡所得のある方を除く)

◆持ち物 源泉徴収票(原本)、筆記用具(ボールペン)、計算機、印鑑など

※相談会場は、午前中が大変混み合いますので、なるべく午後の時間をご利用ください。